

芽室町自治基本条例(原案)説明会

日 時 平成18年11月1日(水) 19:00~20:20

場 所 芽室駅前プラザ(めむろード)3階レファレンス

参加者 経済・産業団体(商工会、消費者協会、農協、農村青年連絡協議会、芽室町農業委員会)20名

町側出席者 助役・総務部長・企画財政課4名

内 容

1 説明(企画財政課企画担当主査)

自治基本条例の意義・必要性及び芽室町自治基本条例(原案)について

2 意見交換

町民参加と議会について

Q: 町民参加というのはよく分かるが、町政への参加とはどのようなことか? 町民参加が進むと議員の仕事は必要なくなるのでは? 議会での質疑を聞くだけでは参加にならないと思う。

A: 町民参加には、ホットボイスやメールなどにより町政の意見を頂くことや、事業への参加など幅広いものと考えている。手法はともかく広く意見を頂くのは参加と言える。議会は、この条例で言うところの『4者』のひとつであり、二元代表制の機関であることは変わらないが、議会と町民の交流(意見交換など)も重要と考えている。

Q: 議員としてはどのような方法で町民と関わっていけるのか。

A: 第24条では、議会の情報公開を推進することによる町民参加について規定しているので、これに向かって進んでいくこととなる。

条例制定の意義・条文内容について

Q: 条例の内容については、ごもっともで至極まともなことが多い。これらは、これまでも町としてある程度やってきたことと考えてよいか。

A: 条例に規定しているほとんどの事項は、これまでもやってきたこと。それを条例という形にして明示すること、また、条例化することにより議会の議決を得ることにより、行政の勝手都合な思いで進めるまちづくりではないことを表わし、町民参加も進むと考えている。条例の規定の中で、実際に実施していない点は、第9条2項の町民組織に関すること。これは、現在の審議会に変え、幅広く町民の方々から意見を頂く組織を設置する方向で検討したいというもの。

町民検討委員会案との関係について

Q: 十何人の検討委員が1年以上掛けて検討してきたとのことだが、この原案は検討委員の案そのままのものか?

A: 2点大きく違いがある。一つは反問権について。町民検討委員会の反問権は「議員が何を質問しているか分からない場合に、質問の趣旨を確認する」もの。二つ目は、行政全般に意見する組織である「町民委員会」がカットとなったこと。これは全て無くしたのではなく、町原案第9条2項の中で表わしている。

Q: どうして町原案から落とされたのか。

A：検討委員の意見を最大限反映したかったが、反問権の定義が不鮮明であるということ。

Q：それはなぜか。

A：「…議員に質問できる」という条項となると、質問の内容が議員の主張する部分にまで及ぶこともあり得る。なお、ニセコ町では議会条項を盛り込まずにスタートしたが、その後、議会条項を充実させた。

Q：町民検討委員会案のままでないのであれば、“町民が創るまちの憲法”という文言は削除してほしい。町（役場）が創る憲法となるのではないか。

A：検討委員会の案をもとにしているが、皆さんが創った想いが基にあるものと思う。検討委員会の原案を『尊重する』ものであり、検討委員に説明しており、部分的に相違があったとしても町民の想いは十分に汲んでいる。

Q：検討委員の了解は得ていない。検討委員の3人に対して町原案の一通りの説明があったが、我々は理解・納得していない。反問権の定義はどこにある？検討委員会案がそのまま町原案になるとは思ってはいなかったが。これについては、反問するのではなく、議員に質問の趣旨を確認するものだ。

A：提言書を受けて検討させて頂いた中で町の原案としたもの。

Q：検討委員の15人が一生懸命つくった案が変わるのであれば「町民が創る」ということにはならない。なるのであれば、委員の了解を得るべき。議員に聞き返す程度のことではあってもよい。

A：御意見として承る。

Q：削除するのは、議会を通らないからか？それとも議会が馬鹿だからか？町長のマニフェストには町民の意見を聞くといっているが、全然やっていない。町長の政治家としての姿勢が見えない。削除後の町原案を町民に見せても皆何も分からないだろう。都合悪いことを消してパブリックコメントに出しても分からないだろう。

Q：諮問された15人の委員に対して町として話してほしい。

A：貴重なご提言を頂いた検討委員に、お話しする場を設ける。

Q：検討委員との摺り合わせはできていないのか。

A：提言書を頂き、町として町原案を検討した結果であり、委員全員に直接お話ししていないのは事実。

Q：首長の考えが分からない。町原案を決定する流れの中で全体庁議で職員に聞いておらず、管理庁議で決定している。役場内の民主主義がどうなっているか。町長の就任挨拶と違うのではないか。何のためにパブリックコメントをやっているのか。マニフェストで言っていることと、やっていることが違う。

A：想いを込めて提言頂いた際に、（検討委員の案を）尊重する、その上で努力すると言っている。貴重な提言なので、検討委員は承認していないが、町の原案を説明する場を設けさせて頂く。

町民参加について

Q：腑に落ちない、理解できない点として、「私たち自治の主役である町民」でありながら、「町民参加」という表現があるのは不思議。『主役が参加』することになるのが腑に落ちない。

A：概要版の図にある左上の町民が主役。町長と議会は主役である町民から信託を受けているという考え。

委任規定について

Q：町民の参加について必要な事項を「別に定めます」とは？

A：既存条例である、まちづくり参加条例を指している。参加条例の中では、参加しないことによって差別扱いされないことや、参加の具体的な手法であるパブリックコメントや審議会について定めている。こうした「別に定める」は、数力所出てくるが、既存の個別条例への委任事項。

町民への分かりやすい周知について

Q：今、こういう話を聞いても込み入っていてなかなか難しい。私たち住民は、役所からの「こうしてよ」という（一方的な）昔のやり方から、今度は協働として「一緒にどう？」と言われても・・・。

お願いとしては、そうした手続きなどを町民に教育してほしいということ。急に荒波に出されているような感覚。赤子に教えるように、かつ情報に埋もれない程度にお願いしたい。

A：自治基本条例は、広報はもちろんマンガ版などの配布で周知。見ている人いない人いろいろだが、そうした周知を繰り返していく。我々も勉強して噛み砕いて伝えていけるように今まで以上に努力したい。

条例の用途について

Q：憲法であるが、特段の拘束力はないように感じる。町政に対してモノを言うためのものと考えて良いか。

A：そうした道具として使ってほしい。そうした意見などを反映できるよう、継続して見直しする条項もある。

議会における町民参加について

Q：例えば、「議会における町民参加」とあるが、議会に意見を言いたいという場合はどのようなことができるか。

A：例えば、ホットボイスは議会に関する意見は議会に渡している。回答するかどうかは議会の判断だが、厳密に言えば別機関なので。

まちづくりの定義について

Q：「まちづくり」の定義はしているか？いろいろな立場の人がいるので難しいと思うが。

A：概念が広く、あえて定義していない。

今後のスケジュールについて

Q：議会提出までまだ意見を言う機会あるか。今回の他にどの位意見を言うチャンスがあるか？

A：パブリックコメントを実施中。すまいるボードにあるので、意見があれば随時どのような手法でも結構なので提出頂きたい。また、11月20日に昼・夜、21日夜に一般に誰でも参加できる意見交換会を開催する予定。広報誌、チラシ、新聞報道などで周知させて頂く。

町民意見について

Q：町民から出された意見については、検討するのか。

A：検討し庁議に諮る。

町民投票について

Q：町民投票はどのようなものか。議会との関係は。

A：町民投票の結果は議会の議決を左右しない。常設のものではなく、個別案件について条例で設置し、議会に掛けて町民投票を行うもの。